

兵庫県立大学先端医療工学研究所規程第7号
兵庫県立大学先端医療工学研究所人権啓発委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学人権啓発委員会規程（平成25年兵庫県立大学規程第96号）第8条第4項及び兵庫県立大学先端医療工学研究所運営委員会規程（令和4年兵庫県立大学先端医療工学研究所規程第2号）第7条第2項の規定に基づき、先端医療工学研究所人権啓発委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 人権問題の啓発に関すること
- (2) ハラスメントの防止に関すること
- (3) 地域改善問題の啓発に関すること
- (4) その他人権問題に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 先端医療工学研究所の専任教員のうちから所長が指名する者1名
- (2) 運営委員、兼務教員のうちから所長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、所長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、兵庫県立大学人権啓発委員会の委員として、当該委員会に出席するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(調査部会)

第8条 委員会は、必要と認めた場合は、調査部会を設置することができ、調査部会の構成員に委員以外の教職員を加えることができる。

2 調査部会の長は、委員長が指名する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、先端医療工学研究所に係る事務組織において行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で、委員長が定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月13日から施行する。

2 この施行後最初の委員の任期は、委員会規程第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。